

<プラチナメンバーポイントサービス規約>

1. 入会金¥10,000（現金）が必要となります。入会されたメンバーには当日から使用可能な15,000ポイントが付与されます。
2. メンバーが支払った料金（税抜）に対してポイントを付与します。ただし、「検査代」「麻酔代」「トライアル料金」「モニター料金」「診断書代」等に対してポイントは付与されませんし、使用も出来ません。
3. 現金やデビットカード、医療ローン支払いの場合は10%のポイントが付きますが、クレジットカード支払いの場合はポイントが付きません。
4. 1ポイント=1円相当で使用出来ます。
5. 治療費支払いに伴って発生したポイントは付与された翌日から使用出来ます。
6. ポイントの使用は治療費の50%を上限とします。化粧品や医薬品購入などの場合は20%を上限とします。
7. 誕生日月には「誕生日月特典」から1つ選択してサービスを受けられます。
8. ポイントの有効期限は「ポイント付与された日から1年」です。
9. ポイントの有効期限はクリニックからメンバーへの連絡は致しません。
10. ポイントのご利用は共立美容外科宇都宮院に限ります。
11. ポイントは他人への譲渡が可能です。ただし、譲渡される方もプラチナメンバーであることが条件で、譲渡されたポイントは譲渡された日に全額使用することが条件となります。
12. ポイントカードを紛失した場合などの再発行には、手数料¥200円（税別）がかかります。
13. ポイントの発生後に何らかの理由で、クリニックより患者様へ返金があった場合はその分のポイントも無効となります。また、既にポイントを使用されていた場合は、その利用金額分を現金返金もしくは保有ポイントから差し引くものとします。
14. このポイントサービス規約の内容は事前告知を持ってして変更や廃止をする場合があります。そのような場合でも共立美容外科宇都宮院は一切その責務を負いません。

2018年8月1日

医療法人 創美会

共立美容外科宇都宮院

〒321-0964 宇都宮市駅前通 2-3-5 ユニマツビル 3F

TEL 0120 (128) 999

Eメールアドレス info@kyoritsu-u.com

ホームページ <http://www.kyoritsu-u.com>